

さいたま市電気設備工事・機械設備工事

特別共通仕様書

新旧対照表

令和8年4月改定

新

旧

備考

<p>さいたま市電気設備工事・機械設備工事 特別共通仕様書</p> <p>令和8年4月</p>	<p>さいたま市電気設備工事・機械設備工事 特別共通仕様書</p> <p>令和7年10月</p>	<p>改定年月の変更</p>
<p>1.3.2 機器及び材料の品質等</p> <p>使用する機器及び材料（以下「機材」という。）が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。ただし、規格等（標準仕様書で規定している規格〔日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）等〕で品質・性能保証されている場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p>	<p>1.3.2 機器及び材料の品質等</p> <p>使用する機器及び材料（以下「機材」という。）が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。ただし、規格等（標準仕様書で規定している規格〔日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）等〕、<del>一般社団法人公共建築協会の評価名簿に登録されている材料、一般財団法人ベターリビングのBL認定品など</del>）で品質・性能保証されている場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p>	<p>資料提出を省略できる根拠がないため削除</p>
<p>改定履歴</p> <p>令和 8年 4月 1日改定</p>	<p>改定履歴</p>	<p>改訂履歴の追加</p>